

～ 第3期 ～

# からつ自立支援プラン

(第3期 唐津市障害福祉計画)

平成24年3月

唐津市



## 目 次

第1章 計画の位置づけと期間	1
第2章 障害のある人をめぐる現状	
1. 新たな法制度の動き	3
2. 障害のある人の動向	
(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移	4
(2) 障害のある人の等級別人数の推移	5
(3) 身体障害のある人の部位別構成	6
(4) 施設入所者の状況	6
3. アンケート調査結果にみる障害のある人の状況	8
第3章 計画の基本課題	18
第4章 障害福祉サービス整備の基本方針	
1. 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方	21
2. 障害福祉サービスの整備目標	
(1) 施設入所者の地域生活への移行	21
(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行	23
第5章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策	
1. 基本的考え方	23
2. 各事業の実績と第3期の見込量	
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	26
(3) 居住系サービス	29
(4) 相談支援	30
3. 見込量確保のための方策	31
第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	32
1. 各事業の実績と第2期の見込量	
(1) 相談支援事業	32

（２）成年後見制度利用支援事業	33
（３）コミュニケーション支援事業	33
（４）日常生活用具給付等事業	34
（５）移動支援事業	36
（６）地域活動支援センター事業	37
（７）任意事業	39
2. 地域生活支援事業の見込量確保のための方策	45
<b>第7章 計画推進に当たっての重点項目</b>	<b>48</b>

# 第1章 計画の位置づけと期間

この「からつ自立支援プラン」は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画であり、「唐津市障害者基本計画」（平成19年度から平成28年度までの10か年計画）の施策のうち、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供基盤の整備について定めるものです。

計画策定にあたっては、平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等に基づき、平成24年度から平成26年度までの施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行及び市町村事業である地域生活支援事業の各事業の見込量並びにこれらの確保のための方策等を定めています。

（市町村障害福祉計画）

**第八十八条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

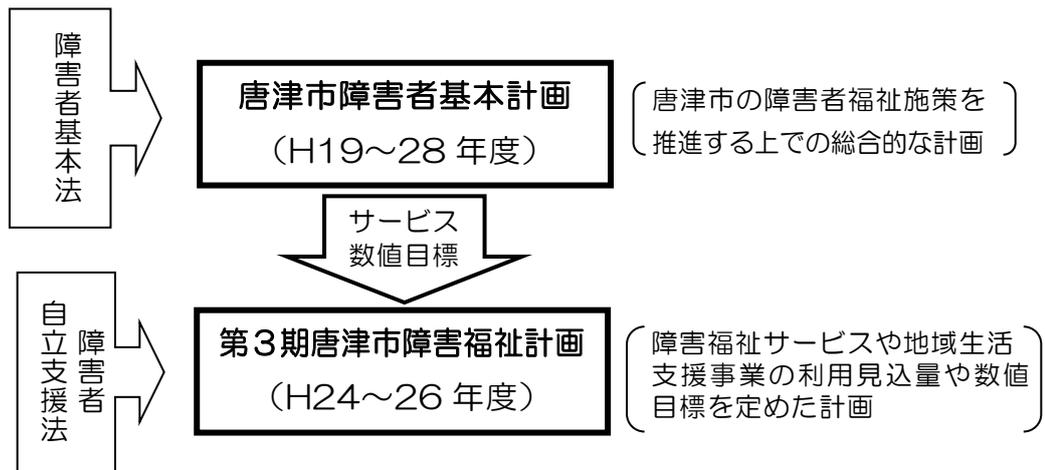
2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3から7まで 略

「障害者自立支援法」より

●障害者基本計画と障害福祉計画の関係



- 1 各年度における障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 各年度における指定福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量
  - 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 実施する事業の内容
  - 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
  - 各事業の見込量の確保のための方策
  - その他実施に必要な事項

「計画策定に関する国の基本指針」より

前回策定した「からつ自立支援プラン」は、平成21年度から平成23年度までの見込量等を定めた第2期計画であり、今回の「からつ自立支援プラン」は、平成24年度から平成26年度までの見込量等を定める第3期計画です。

図表 1 第2期からつ自立支援プランの期間

18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
10月	第1期計画		第2期計画			第3期計画		
		見直し			見直し			見直し

## 第2章 障害のある人をめぐる現状

### 1. 新たな法制度等の動き

平成24年4月に施行される改正障害者自立支援法等においては、以下のような内容が予定されています。今回の障害福祉計画では、新制度の考え方を取り入れつつ、現行法制度下での点検、調整が主となります。

#### これからの障害福祉をめぐる法制度の動き

- 法改正の趣旨
  - ・ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正
- 利用者負担の見直し
  - ・ 利用者負担については、応能負担を原則
  - ・ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- 障害者の範囲の見直し
  - ・ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 相談支援の充実
  - ・ 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」の法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
  - ・ 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- 障害児支援の強化
  - ・ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
  - ・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
  - ・ 在園期間の延長措置の見直し
- 地域における自立した生活のための支援の充実（平成23年10月から実施）
  - ・ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - ・ 重度の視覚障害者の移動支援サービスの創設（同行援護、個別給付化）

## 2. 障害のある人の動向

### (1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移

身体障害のある人の推移（図表2）をみますと、年齢層別では65歳以上の増加が目立ちます。年齢層では平成23年3月31日においては65歳以上が手帳所持者の69.8%を占めており、平成18年3月31日の68.7%と比較しますと高齢化の傾向にあることがわかります。

また、手帳所持者の対総人口比でみると、平成23年3月31日では5.3%と年々増加していることがわかります。

図表2 身体障害のある人の推移

単位:人

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手帳所持者計(a)	6,602	6,642	6,759	6,874	6,994	6,942
(17歳以下)	85	101	106	105	106	106
(18歳～64歳)	1,976	2,083	1,940	1,949	1,970	1,988
(65歳以上)	4,541	4,458	4,713	4,820	4,918	4,848
総人口(b)	134,343	133,377	132,459	131,737	131,061	130,276
対総人口比(a/b)	4.91%	4.98%	5.10%	5.22%	5.34%	5.33%

※各年3月31日現在。総人口は住民基本台帳人口

知的障害のある人の推移（図表3。療育手帳所持者数）をみますと、すべての年齢層で年々増加傾向にあります。

また、対人口比についても増加傾向にあります。

図表3 知的障害のある人の推移

単位:人

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手帳所持者計(a)	913	970	986	1,011	1,048	1,067
(17歳以下)	134	145	136	156	171	185
(18歳～64歳)	676	714	727	736	740	748
(65歳以上)	103	111	123	119	137	134
総人口(b)	134,343	133,377	132,459	131,737	131,061	130,276
対総人口比(a/b)	0.68%	0.73%	0.74%	0.77%	0.80%	0.82%

※各年3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移（図表4）をみますと、ここ数年は増加傾向にあります。平成18年3月31日と平成23年3月31日で比較しますと、手帳所持者数で1.15倍、自立支援医療受給者数で1.22倍と、自立支援医療受給者の増加傾向が目立ちます。

図表 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者の推移

単位:人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手帳所持者数	402	413	411	444	462	462
自立支援医療受給者	1,046	1,035	1,048	1,122	1,171	1,275

※各年3月31日現在。障害者自立支援法施行前は精神通院公費受給者数

## （2）障害のある人の等級別人数の推移

身体障害のある人を等級別（図表5）にみますと、平成23年3月31日現在で、「1級」の人が1,920人、「2級」の人が1,161人であり、1・2級の重度障害の人は身体障害者手帳所持者中で44.3%と、ほぼ横ばいで推移しています。

また、知的障害のある人では、療育手帳重度「A」の所持者数は直近の6年間は41～43%前後で推移しております。

図表 5 身体障害者数及び知的障害者数の等級別の推移

単位:人

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者(児)	1級	1,740	1,835	1,874	1,906	1,949	1,920
	2級	1,185	1,215	1,210	1,196	1,191	1,161
	3級	951	943	956	993	1,014	1,006
	4級	1,303	1,308	1,347	1,399	1,467	1,490
	5級	847	792	804	808	791	777
	6級	576	549	568	572	582	588
計		6,602	6,642	6,759	6,874	6,994	6,942
知的障害者(児)	A	392	409	413	415	427	427
	B	510	561	573	596	621	640
計		902	970	986	1,011	1,048	1,067

※各年3月31日現在

### (3) 身体障害のある人の部位別構成

身体障害のある人の障害部位をみますと、「肢体不自由」が最も多く、平成23年3月31日現在では総数 6,942人のうちの約6割に相当する4,014人となっております。次いで「内部障害」が 1,665人で24.0%、「聴覚（平衡機能）障害」が 613人で 8.8%、「視覚障害」が582人で8.4%、「音声言語障害」が68人で 1.0%となっています。

図表 6 身体障害のある人の部位別構成の推移

単位:人

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者(児)	視覚障害	674	654	645	633	609	582
	聴覚(平衡機能)障害	581	573	580	584	602	613
	音声言語障害	70	72	71	69	68	68
	肢体不自由	3,925	3,859	3,919	3,980	4,059	4,014
	内部障害	1,352	1,484	1,544	1,608	1,656	1,665
	特殊疾病・その他	0	0	0	0	0	0
計		6,602	6,642	6,759	6,874	6,994	6,942

※各年3月31日現在

### (4) 施設入所者の状況

施設入所者の推移をみますと、障害者自立支援法の完全施行日（平成18年10月1日）を含む平成18年度末（平成19年3月31日）では身体・知的障害者合計で 240人となっていましたが、平成22年度末（平成23年3月31日）では7人減の233人となっています。

これは、平成21年度・22年度にグループホーム・ケアホームが新設され、それにより地域生活への移行が進み、入所者数の減少につながったものです。

しかしながら、新規入所者も多く生じているため、平成22年度末における入所者数は前年度から2人増となっています。

図表 7 身体障害者施設の入所者数の推移

単位:人

施設区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者療護施設	50	54	57	44	41	6
身体障害者更生施設	1	1	1	1	1	0
身体障害者入所授産施設	21	18	18	13	12	6
施設入所支援	0	0	1	18	22	56
計	72	73	77	76	76	68

※各年3月31日現在

図表 8 知的障害者施設の入所者数の推移

単位:人

施設区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
知的障害者更生施設	158	146	144	105	113	124
知的障害者入所授産施設	23	21	20	11	10	6
施設入所支援	0	0	0	36	32	35
計	181	167	164	152	155	165

※各年3月31日現在

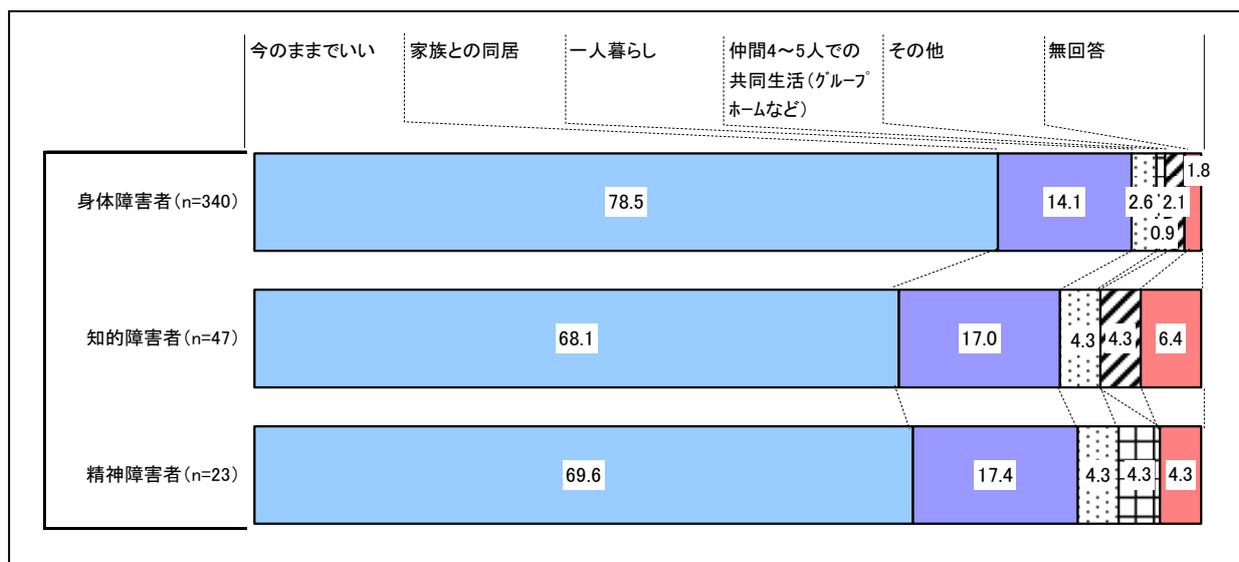
### 3. アンケート調査結果にみる障害のある人の状況

第3期計画では、平成23年11月に本市が実施した『障害福祉計画策定のためのアンケート調査』の結果報告を参考にします。この報告のうち、主に地域生活への移行希望、福祉サービスのニーズ、地域生活移行に伴う必要と思う条件、暮らしやすくするために充実してほしいことや就労に関する回答をこの計画の見込量算定の参考にします。

#### (1) これからあなたが望む暮らし方はどれですか？（1つに○印）

在宅では「今のままでいい（家族との同居）」のポイントが高い。  
施設では、地域移行を望むポイントが、精神障害者で4割以上、身体障害者、知的障害者で約2割

#### 在宅：これから望む暮らし方

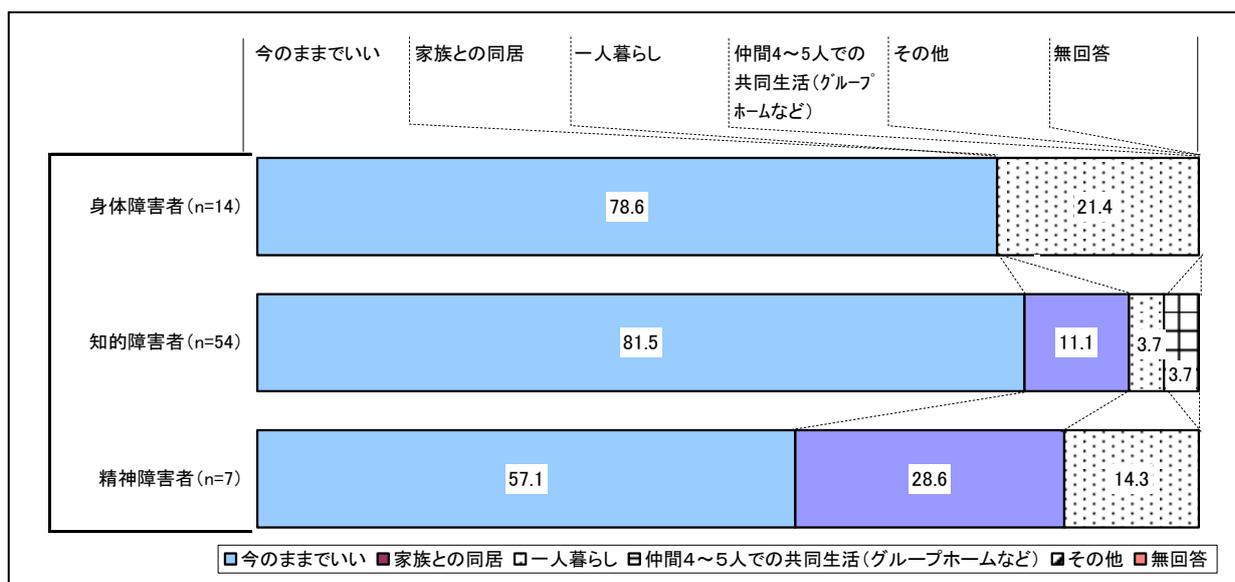


身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれにおいても、「今のままでいい」（各 78.5%、68.1%、69.6%）が最も高く、「家族との同居」が（各 14.1%、17.0%、17.4%）で続いています。

身体障害者では「今のままでいい」が78.6%と、他の障害者に比べ高くなっています。

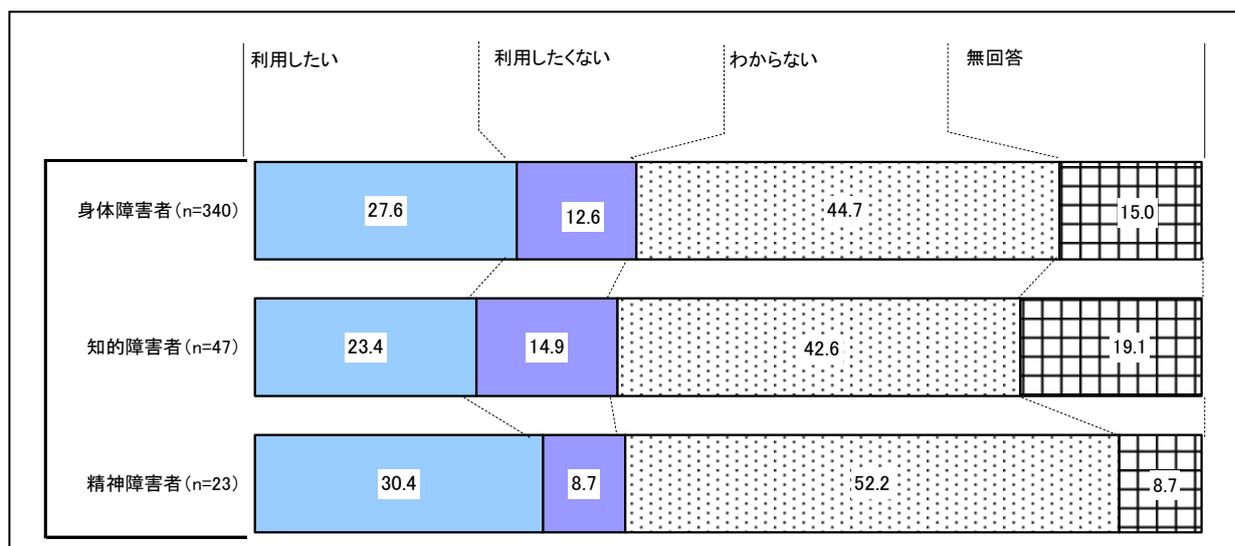
精神障害者では、仲間4～5人での共同生活（グループホームなど）が4.3%と他の障害者に対してポイントが高くなっています。

## 施設：これから望む暮らし方



身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても、「今のままでいい」（78.6%、81.5%、57.1%）が最も高いものの、「家族との同居」、「一人暮らし」、「仲間4～5人での共同生活（グループホームなど）」など地域生活移行を望んでいるポイント（21.4%、18.5%、42.9%）も高くなっています。

## (2) 在宅：今後のホームヘルプサービスの利用意向

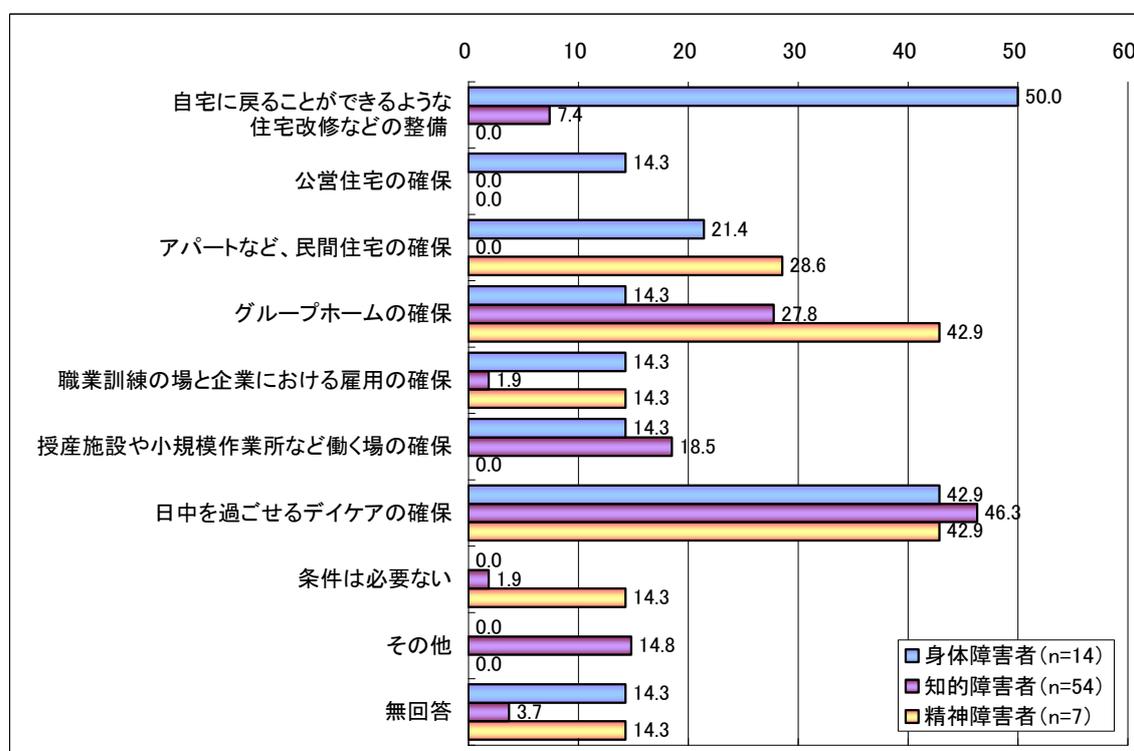


身体障害者、知的障害者、精神障害者において「わからない」が最も高くなっています。一方、「利用したい」は身体障害者において27.6%、知的障害者で23.4%、精神障害者において30.4%と3障害ともに約3割近くを占めています。

(3) 施設（病院）から退所（退院）し、在宅で生活するためには、どのような条件が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○印）

身体障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が50.0%と他の障害者に比べ高い  
 身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても「日中を過ごせるデイケアの確保」が高い

施設：施設から在宅への移行条件



身体障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が50.0%と高く、「日中を過ごせるデイケアの確保」が42.9%、「アパートなど、民間住宅の確保」が21.4%で続いています。

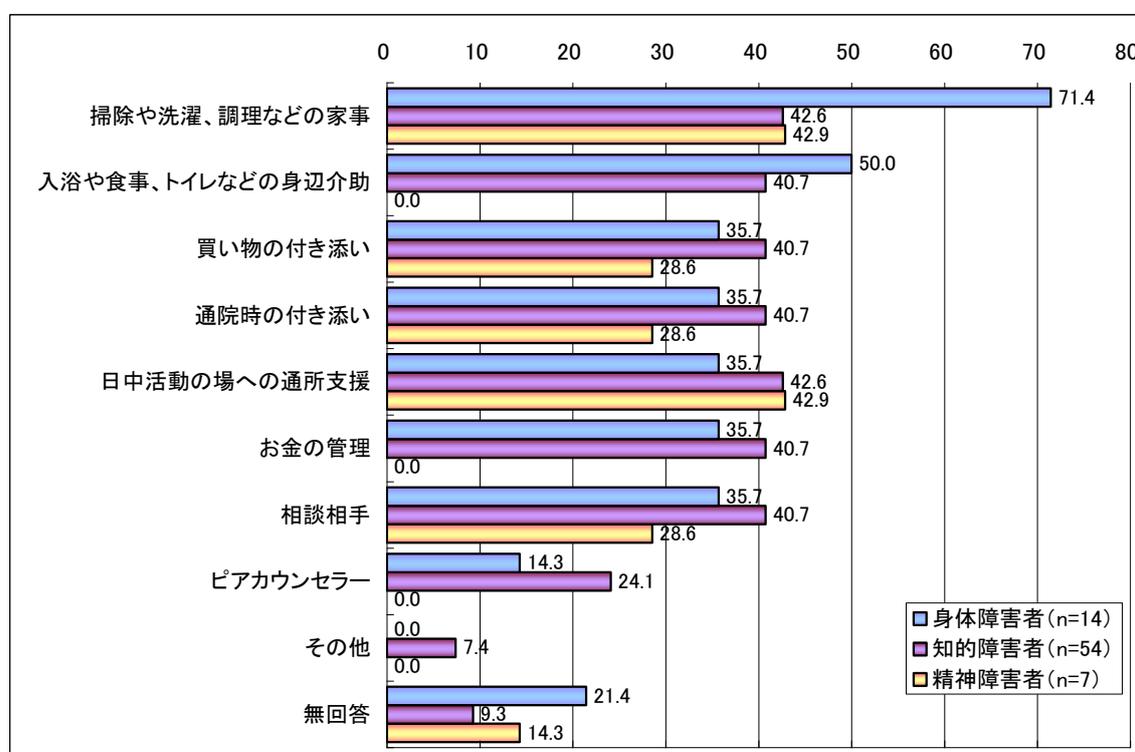
知的障害者では、「日中を過ごせるデイケアの確保」が46.3%と高く、「グループホームの確保」が27.8%で続いています。

精神障害者では、「グループホームの確保」、「日中を過ごせるデイケアの確保」が42.9%と高く、「アパートなど、民間住宅の確保」が28.6%で続いています。

(4) 施設（病院）から退所（退院）し、在宅で生活するためには、どのような内容のサービスが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○印）

身体障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」の2項目が5割以上  
 知的障害者、精神障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「日中活動への通所支援」が最も高い

施設：施設から在宅への移行に必要なサービス条件（全体）



身体障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が71.4%と最も高く、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」が50.0%で続いています。

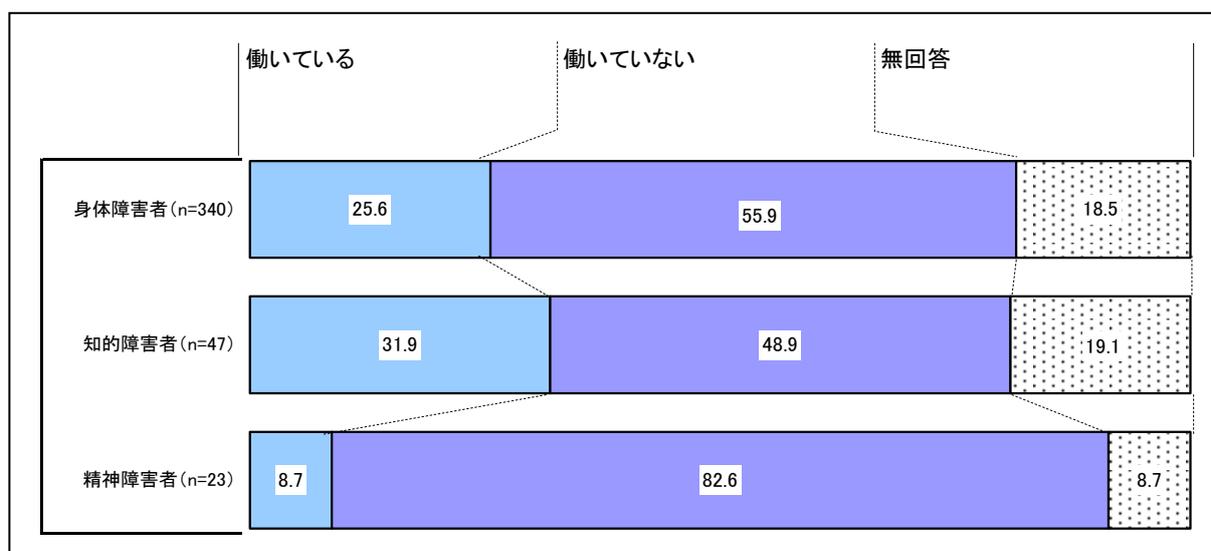
知的障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「日中活動の場への通所支援」が42.6%と最も高く、「買い物の付き添い」などが40.7%と続いています。

精神障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「日中活動の場への通所支援」が42.9%と最も高く、「相談相手」などが28.6%で続いています。

(5) あなたは現在、働いていますか？（1つに○印）

身体障害者	「働いている」	(25.6%)	<	「働いていない」	(55.9%)
知的障害者	「働いている」	(31.9%)	<	「働いていない」	(48.9%)
精神障害者	「働いている」	(8.7%)	<	「働いていない」	(82.6%)

在宅：現在の就業

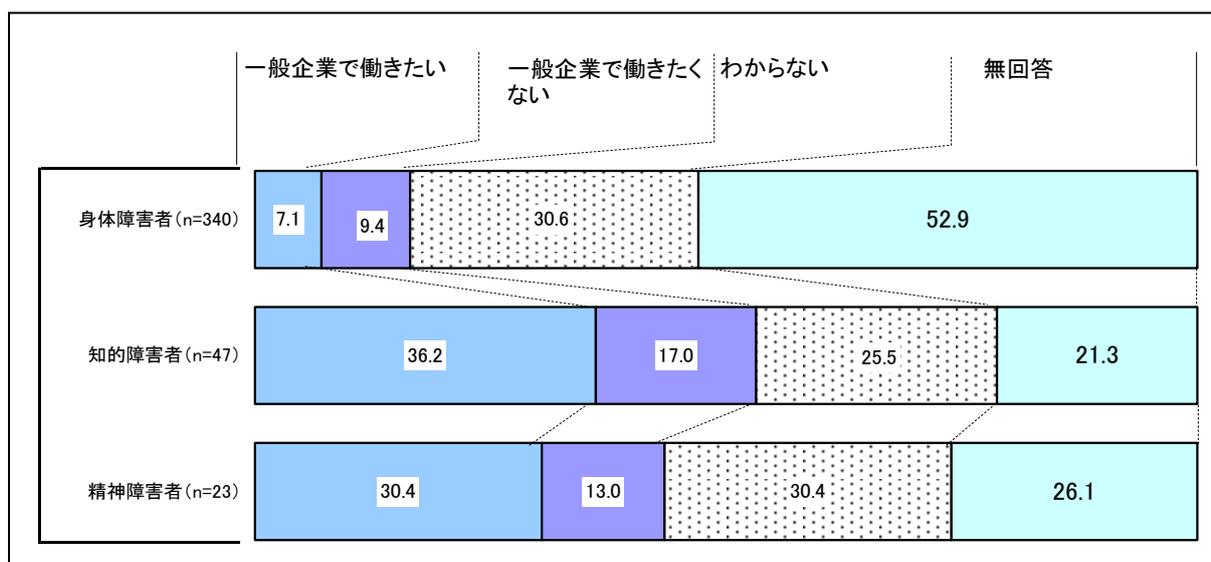


知的障害者では「働いている」が31.9%と、身体障害者（25.6%）、精神障害者（8.7%）に比べ高くなっています。

- (6) (就労継続支援事業B型、地域活動支援センターなどで働いていると回答された方へ) あなたはこれから一般企業で働きたいと思いますか? (1つに○印)

知的障害者、精神障害者で「一般企業で働きたい」の割合が高い

在宅：一般企業で働きたいか



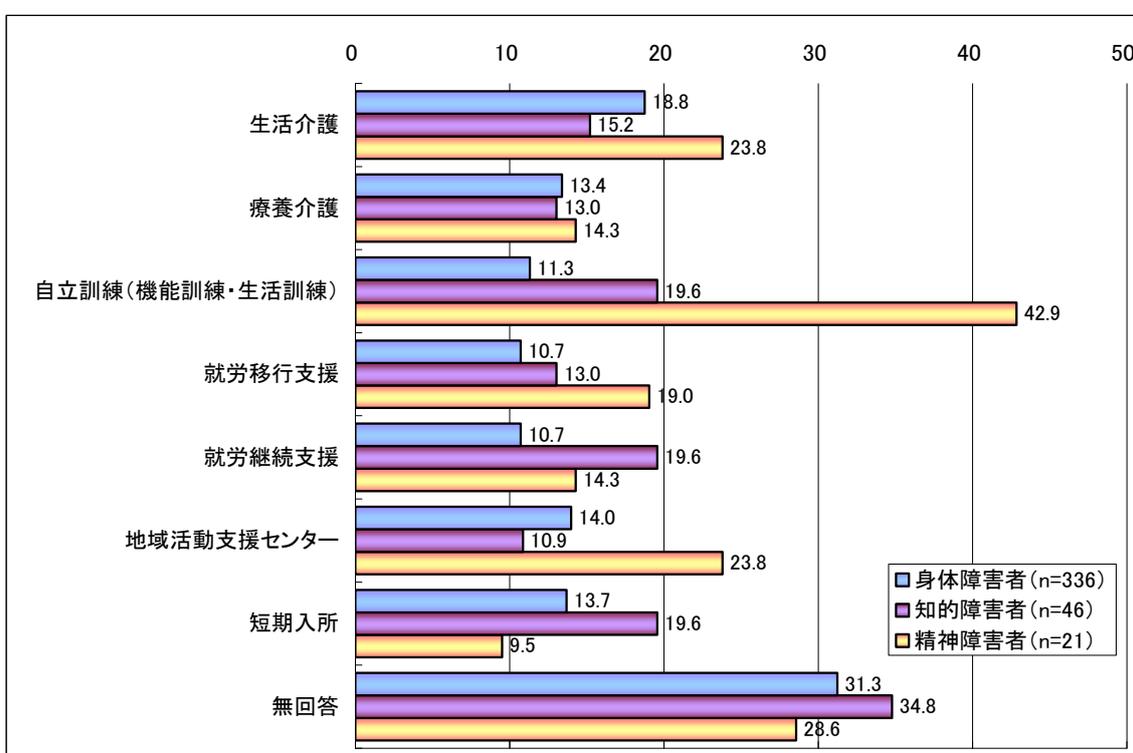
身体障害者、精神障害者においては、「わからない」(30.6%、30.4%)が高くなっています。

一方、知的障害者では、他の障害者と比べ、「一般企業で働きたい」(36.2%)が「一般企業で働きたくない」(17.0%)を大きく上回っています。

(7) 「障害者自立支援法」に基づき、「障害程度区分」の認定を受けていただくことによって、身体・知的・精神といった障害の種類や年齢にかかわらず、さまざまなサービスが受けられます。今後、利用したいと思うサービスについて、お答え下さい。(各サービスについてあてはまるものに○印)

身体障害者では介護系サービスの割合が高く、知的障害者、精神障害者では自立訓練や就労移行支援等の訓練系サービスの割合が高い

在宅：今後利用したいと思うサービス

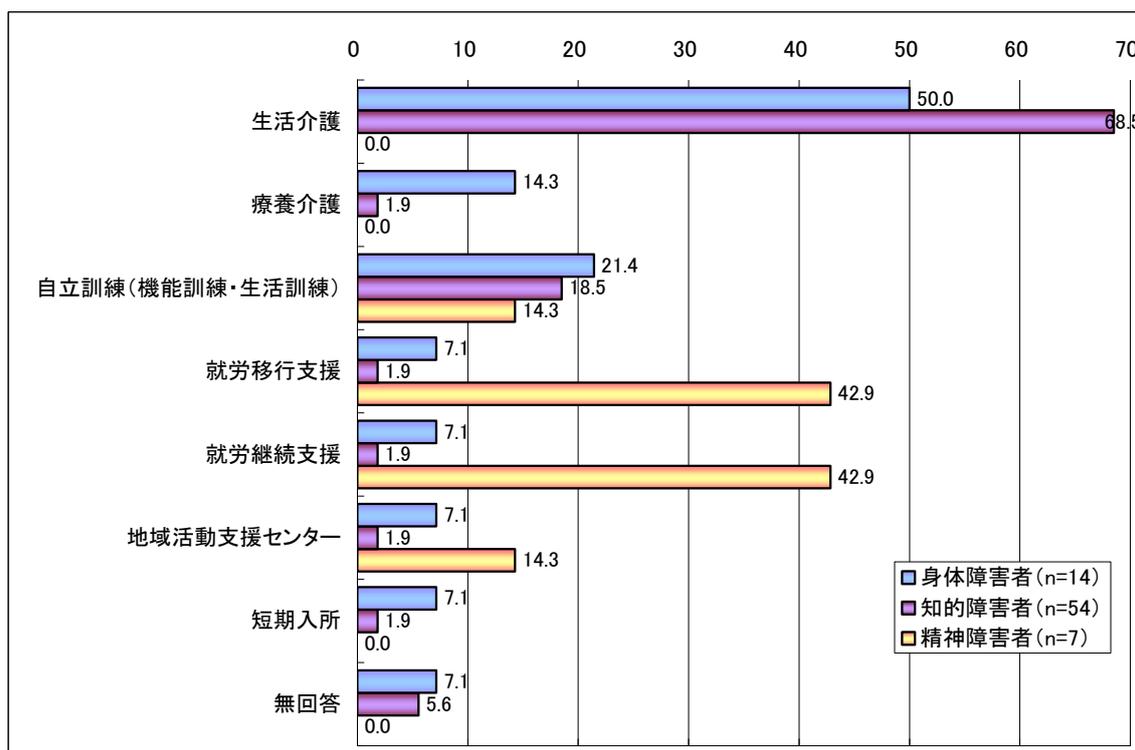


身体障害者では、「生活介護」が18.8%と高く、「療養介護」が13.4%が続いています。

知的障害者では、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労継続支援」、「短期入所」が19.6%と高くなっています。

精神障害者では、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が42.9%と非常に高く、「生活介護」、「地域活動支援センター」が23.8%が続いています。

施設：今後利用したいと思うサービス



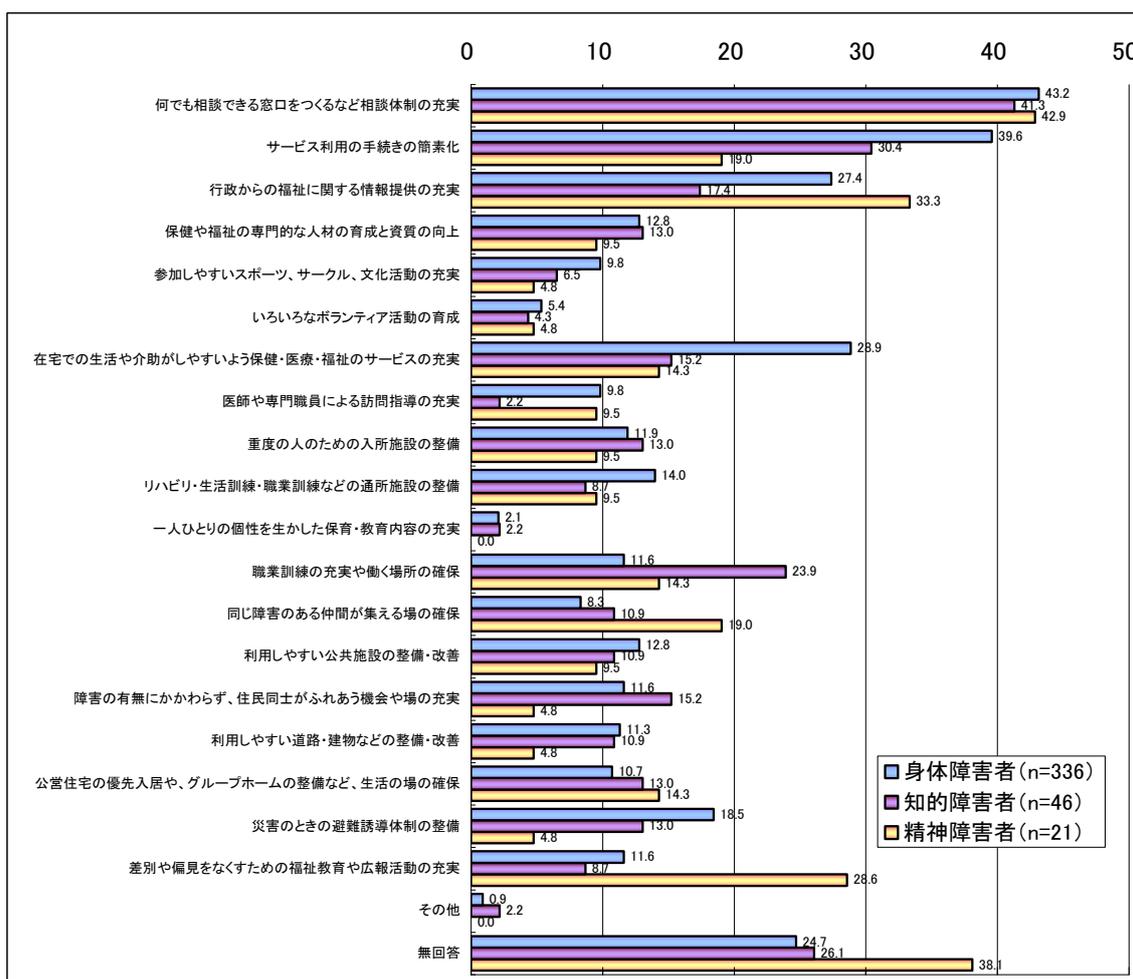
身体障害者、知的障害者においては、「生活介護」（50.0%、68.5%）が最も高く、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が（21.4%、18.5%）で続いています。

一方、精神障害者では、「就労移行支援」、「就労継続支援」（42.9%）が最も高く、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「地域活動支援センター」が（14.3%）で続いています。

(8) 障害のある人にとって暮らしよいまちづくりのためにはどのようなことが必要だと考えますか。(おもなものを5つまでに○印)

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」の2項目が他の項目に比べ高くなっている。

在宅：暮らしよいまちづくりに必要なこと

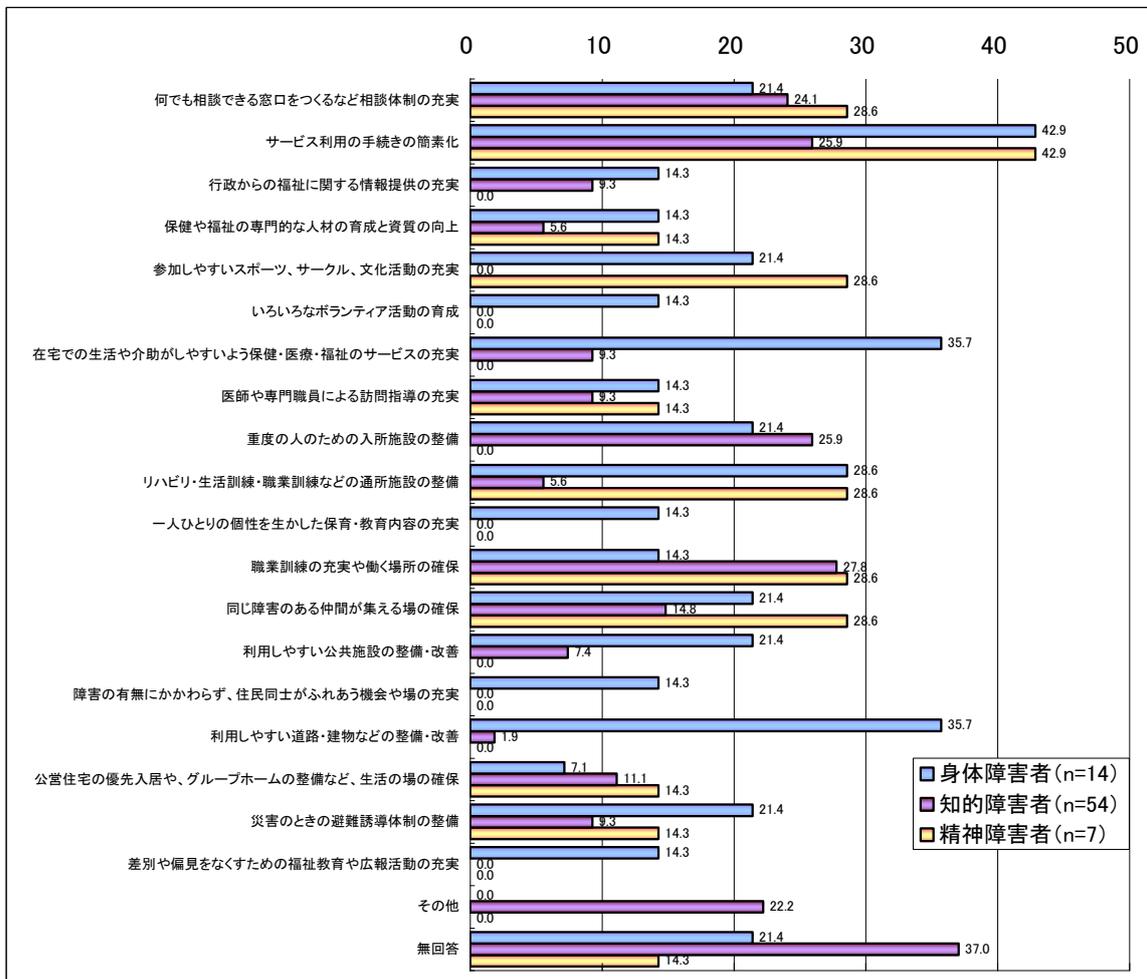


身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれにおいても、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(各43.2%、41.3%、42.9%)が高くなっています。

また、身体障害者では、「サービス利用の簡素化」が39.6%、知的障害者では、「職業訓練の充実や働く場所の確保」が23.9%と他の障害者に比べ高くなっています。

精神障害者では、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が33.3%とポイントが高くなっています。

## 施設：暮らしよいまちづくりに必要なこと



身体障害者では、「サービス利用の手続きの簡素化」が42.9%と高く、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が35.7%、「利用しやすい公共施設の整備・改善」が21.4%で続いています。

知的障害者では、「職業訓練の充実や働く場所の確保」が27.8%と高く、「重度の人のための入所施設の整備」、「サービス利用の手続きの簡素化」がそれぞれ25.9%で続いています。

精神障害者では、「サービス利用の手続きの簡素化」が42.9%と高く、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」などが28.6%で続いています。

## 第3章 計画の基本課題

この計画の策定に当たり実施しましたアンケート調査結果から、この計画の基本課題を次のとおり設定します。

### ① 相談支援体制の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるように支援する必要があります。

現在、本市に「唐津市障害者相談支援センター」を設置しており、専門の相談員が様々な相談に応じ、また、身近な場所で気軽に相談できるよう市内各所に障害のある人のための相談員を配置しておりますが、今後、さらに地域生活への移行を推進するため、福祉だけでなく保健、医療、教育、雇用など多岐に渡る相談に対応できるよう総合的な支援体制づくりに努める必要があります。

そのためには、北部地域自立支援協議会と障害者相談支援センターが連携しながら、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る必要があります。

### ② 障害のある人が暮らしやすい地域づくり

障害があっても、住み慣れた地域の中で働き、安心して暮らし続けられるよう、自宅の住宅改修、日中活動の場の確保、民間住宅やグループホームなどの確保など地域の受け皿を充実させる必要があります。

施設入所や入院されている障害のある人で家族との同居、一人暮らし、グループホームなどの共同生活により地域生活を希望しているひとは身体障害のある人、知的障害のある人でそれぞれ約2割、精神障害のある人は約4割となっており、地域生活への移行を促進するため、退院や地域での定着の支援体制を充実していく必要があります。

また、在宅の障害のある人についても、年金や手当など扶助制度の充実や医療費の助成など経済的な支援のほか、障害福祉などに関する行政からの情報提供や相談窓口を充実させる必要があります。

### ③ 障害のある人の自立（就労）支援

就労は、地域で安定した生活を送るための経済的な基盤の一つでもあり、障害のある人本人の能力や適性に応じた仕事を提供し、それを継続できるよう支援することは重要な課題といえます。

アンケート調査においても知的障害のある人、精神障害のある人の約4割が、「一般就労したい」と回答されており、一般就労への意欲が見られます。

そのため、障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を通じた福祉就労から一般就労への移行のほか、現在市で実施している障害者就労支援事業、さらには障害のある子どもの学校卒業後の一般就労に向けた体験就業や体験就業先の確保などによる支援を行っていく必要があります。

これらを実現するためには、北部地域自立支援協議会の就労支援部会による関係機関の連携のほか、一般企業に対する障害者理解の推進、雇用に関する働きかけをさらに行っていく必要があります。

## 第4章 障害福祉サービス整備の基本方針

### 1. 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方

障害福祉サービスの整備については、国の「基本方針」の中に次のような考え方が示されています。なお、数値目標及びサービス見込量の基本的な考え方は、第2期計画から変更されていません。

本市においてもこの国の基本的な考え方に立って、平成26年度における目標を設定するものとします。

図表 9 障害福祉サービスの整備に関する全体目標

- |  |
|--|
| <p>1 施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*平成26年度末までに、「平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が地域生活に移行」</li><li>*平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点から1割以上削減</li></ul>   |
| <p>2 福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上にする。</li><li>*平成26年度における福祉施設の利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用する。</li><li>*平成26年度末における就労継続支援利用者のうち3割はA型（雇用型）を利用する。</li></ul> |

## 2. 障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」に基づき、平成26年度に向けた障害福祉サービスの整備目標を次のように定めます。

また、平成22年度までの実績の分析及び評価について各図表の下に記載します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

図表 10 平成 26 年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数	253人	平成17年10月1日現在の法定施設 <sup>(※)</sup> 入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	+30人	第3期計画目標(H24~26年度年度)
	84人 (33.2%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の合計数
【目標値】 削減見込	+7人	第3期計画目標(H24~26年度年度)
	28人 (11.1%)	施設入所者の削減数(地域移行+退所者等)

※法定施設：

- ・身体障害者 — 更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 — 更生施設、授産施設
- ・精神障害者 — 生活訓練施設(援護寮)、授産施設

◎実績の分析・評価

	新規入 所者数	累計 (A)	地域生活 移行者数 (移行率)	累計 (B)	退所者 数	累計 (C)	差引減少数 B+C-A (減少率)	現在入 所者数
18~19年度末 までの総実績	16人	16人	18人	18人 (7.1%)	10人	10人	12人 (4.7%)	241人
20年度末	11人	27人	8人	26人 (10.3%)	16人	26人	25人 (9.9%)	228人
21年度末	16人	43人	12人	38人 (15.0%)	1人	27人	22人 (8.7%)	231人
22年度末	18人	61人	15人	53人 (21.0%)	1人	28人	20人 (7.9%)	233人

※減少率の基準となる人数は、図表10入所者数の253人です。

第2期計画の目標では、平成23年度末における地域生活移行数を29人（施設入所者の11.9%）、入所者の削減見込を20人（7.9%）としていました。

22年度末における地域移行者数は53人（21.0%）、削減数は20人と、ともに目標数を超過しており、平成23年度末において目標を達成する見込です。

地域生活移行が進んだ主な要因としては、国により平成21年度、22年度に障害者の負担軽減等の対策が図られたことにより、居宅系サービスの利用促進につながったこと、また、市内にグループホームが新たに整備されたことなど、地域の受け皿が充実してきたことが考えられます。

第3期の見込量については、本市においても施設入所者の地域移行を推進する観点から、国の基本指針に定められた目標値を1割増とし、平成26年度末までの地域生活移行者を30人（平成26年度末の地域移行者数の累計84人）、入所者の削減見込を7人（28人）とします。

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

図表 11 平成 26 年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数 (平成17年度)	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
年間一般就労移行者数 (平成26年度)	9人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数

◎実績の分析・評価

【就労者数の内訳】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		計
	人数	施設名	人数	施設名	人数	施設名	
18~19年度末までの実績	1人	(省略)	9人	(省略)	0人	—	10人
20年度	1人	九千部学園	4人	九千部学園	0人	—	6人
			1人	太陽社			
21年度	0人	—	3人	九千部学園	1人	カーマン	10人
			6人	太陽社			
22年度	1人	九千部学園	1人	九千部学園	1人	カーマン	10人
	1人	大成園	3人	太陽社			
	1人	広島聖光学園	2人	カーマン			

一般就労移行者は、上記のとおりであり、順調に一般就労への移行が進んでいます。

平成21年度から移行者が増加した理由としては、市内に就労移行支援事業を行う事業者が新たに設立されたためです。

ただ、一般就労へ移行しても途中で挫折し福祉就労施設に戻るケースもあるとのことでした。

平成26年度の目標については、実績と現在の福祉施設の利用者の状況を踏まえて設定しています。

## 第5章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策

### 1. 基本的考え方

障害者自立支援法による新体系サービスは、大きく「自立支援給付」と市町村事業であります「地域生活支援事業」に区分されます。

この章では、自立支援給付（補装具及び自立支援医療を除く。）に含まれる各サービスについて、国の「基本指針」に沿って①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービスに分け、及びサービス利用計画作成事業（相談支援）の第3期の見込量を算出していきます。

なお、算出に当たっては、過去の実績の推移及び施設の新体系への移行状況等を踏まえ設定します。

### 2. 各事業の実績と第3期の見込量

第2期からつ自立支援プランでの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の上段に21年度～23年度の見込量を、下段に21・22年度の実績<sup>※1</sup>を記載しています。

なお、この計画で定める24年度～26年度の見込量を上段に記載（太字）し、さらに各サービスについて第3期計画の国指針に従い、利用者数も掲げています。

また、22年度までの実績の分析と評価、24年度から26年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下に記載します。

※1「実績」は毎年度3月の月間の実績による

#### (1) 訪問系サービス

図表 12 訪問系サービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第2期計画			第3期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護等	見込	人	59	64	69	<b>107</b>	<b>113</b>	<b>119</b>
		時間/月	1,749	1,799	2,067	<b>2,743</b>	<b>2,846</b>	<b>2,948</b>
	実績	人	86	95				
		時間/月	2,503	2,705				

※訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護及び行動援護があります。

### ◎実績の分析・評価

平成21・22年度において、見込量より実績が多いのは、平成21年7月及び平成22年4月に国による障害福祉サービス利用者負担の軽減措置が図られてこと、また、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活移行による利用増が挙げられます。

また、23年度の利用についても22年度と同量程度と見込まれます。

### ◎第3期の見込量について

平成24年度については、平成23年度の6月の実績をもとに、同年10月に障害者自立支援法施行令の一部改正より新たに創設された「同行援護」による利用者の増、また、施設入所者の地域生活移行に伴うサービス利用を合わせて見込みました。また、25年度以降についても各年度の地域生活移行者の利用増を見込んでいます。

(2) 日中活動系サービス

図表 13 日中活動系サービスの見込と実績 (1月当たり)

区 分			第2期計画			第3期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	見込	人	117	125	245	<b>336</b>	<b>338</b>	<b>340</b>
		人日	1,946	2,122	4,590	<b>6,325</b>	<b>6,363</b>	<b>6,400</b>
	実績	人	130	186				
		人日	2,277	3,478				
自立訓練 (機能訓練)	見込	人	0	0	0	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
		人日	0	0	0	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>17</b>
	実績	人	0	1				
		人日	0	13				
自立訓練 (生活訓練)	見込	人	2	2	2	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
		人日	38	38	38	<b>85</b>	<b>85</b>	<b>85</b>
	実績	人	3	5				
		人日	65	95				
就労移行 支援	見込	人	24	24	24	<b>24</b>	<b>24</b>	<b>24</b>
		人日	450	450	450	<b>520</b>	<b>520</b>	<b>520</b>
	実績	人	29	31				
		人日	478	577				
就労継続 支援 (A型)	見込	人	5	5	5	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>
		人日	83	83	83	<b>176</b>	<b>198</b>	<b>220</b>
	実績	人	7	8				
		人日	168	187				
就労継続 支援 (B型)	見込	人	46	48	123	<b>117</b>	<b>120</b>	<b>123</b>
		人日	948	992	2,628	<b>1,975</b>	<b>2,026</b>	<b>2,076</b>
	実績	人	56	71				
		人日	1,125	1,353				
療養介護	見込	人	0	0	0	<b>34</b>	<b>35</b>	<b>36</b>
	実績	人	0	0				
短期入所	見込	人	23	25	27	<b>33</b>	<b>37</b>	<b>37</b>
		人日	228	272	316	<b>340</b>	<b>381</b>	<b>381</b>
	実績	人	25	38				
		人日	211	372				

## ◎実績の分析・評価及び第3期の見込量について

### 【生活介護】

平成22年度において、見込量より実績が多いのは、福祉施設の新体系への移行が進んでおり、地域生活移行者によるサービス利用及び生活介護事業所が想定以上に増加したためです。

第3期の見込量については、障害者自立支援法の経過措置の終了に伴う新体系への完全移行により、新規利用者の大幅な増加を見込みました。また、平成23年度についても、旧体系施設の新体系移行の最終年度であり、同様の大幅増が見込まれます。

### 【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

自立訓練（機能訓練）の利用については、第2期計画では見込んでいませんでしたが、平成22年度から県立希望の家で1人の方が利用されています。

自立訓練（生活訓練）については、平成21年度、22年度でそれぞれ2人の利用見込に対して、21年度は県立九千部学園で知的障害者1人と、短期入所事業所すずかけ荘で精神障害者2人の計3人となっています。22年度においては、県立九千部学園で知的障害者4人と直方リハビリセンターで精神障害者1人の計5人となっており、いずれも見込を上回っています。

第3期の見込量については、自立訓練（機能訓練）・（生活訓練）ともに、平成23年度の6月実績と同様の利用を見込みました。

### 【就労移行支援】

21・22年度ともに旧法授産施設などの新体系への移行が進み、実績が見込量を上回っております。

23年度は、24人の利用を見込んでいますが、6月の実績では23人となっており、ほぼ見込どおりで推移しています。

第3期の見込量については、実績をもとに第2期計画と同程度で推移すると見込みました。

### 【療養介護】

21・22年度において、実績はありませんでした。また、23年度についても同様に利用の見込はありません。

第3期の見込量について、平成24年4月に施行される児童福祉法の一部改正により児童福祉施設の満18歳以上の利用者については障害者施策で対応するように見直しが行われることに伴い、現行の重症心身障害児施設を利用している満18歳以上の利用者（加齢児）が、障害福祉サービスの療養介護に移行されることが見込まれるため、平成24年度から平成26年度についてサービス量を計上しました。

### 【児童デイサービス】

児童デイサービスについては、平成24年4月に施行される児童福祉法の一部改正により現行の通所型児童福祉施設を含めて一元化され、「障害児通所支援（児童発達支援等）」とされる予定です。

これに伴い、各施設及び事業所においてサービスが移行されますが、その内容は未定であり、また、児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務がないことから、今回第3期のサービス量については見込まないこととしました。

### 【短期入所】

21・22年度の実績については、地域以降に伴う利用者の増加などにより、見込量を上回っております。平成23年度についても、6月実績で33人と見込量を超えて推移しています。

第3の見込量について、施設入所者の地域生活移行と入院中の精神障害者の地域生活への移行により、利用者が徐々に増加すること、また、あわせて市内の障害福祉サービス事業所が増築により定員増を図られることから、利用者の増加を見込みました。

### (3) 居住系サービス

図表 14 居住系サービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	見込	人	67	73	73	90	96	102
	実績	人	66	81				
施設入所支援	見込	人	50	54	227	229	227	225
	実績	人	54	91				

#### ◎実績の分析・評価及び第2期の見込量について

##### 【共同生活援助・共同生活介護】

22年度は、市内に共同生活介護施設が新たに開設したことにより利用者が9人増えて35人、また、共同生活援助利用者も6人増えて46人となり、見込量を上回っています。23年度は6月までの実績によると84人/月であり、見込を大きく上回っています。

第3期の見込量については、平成23年10月に障害者自立支援法施行令の一部改正より新たに創設された「共同生活介護施設及び共同生活援助施設入居者への支援」による利用者の増加、また、各年度入所施設からの地域生活移行と精神退院者による増加を見込みました。

##### 【施設入所支援】

22年度において、見込量より実績が多いのは、福祉施設の新体系への移行が進んでいるためです。平成23年度は6月までの実績によると149人/月となっています。

第3期の見込量については、障害者自立支援法の経過措置の終了に伴う新体系への完全移行により、24年度の見込量として旧体系入所者全ての方が施設入所支援を利用すると見込みました。

また、25年度以降は、毎年度入所施設からの地域生活移行により入所者の減少を見込んでいます。

(4) 相談支援

図表 15 相談支援の見込と実績 (1月当たり)

区 分			第2期計画		
			21年度	22年度	23年度
相談支援	見込	人	5	0	0
	実績	人	4	5	



区 分			第3期計画		
			24年度	25年度	26年度
計画相談支援	見込	人	20	30	40
地域移行支援	見込	人	1	1	1
地域定着支援	見込	人	2	2	2

◎実績の分析・評価

21年度・22年度ともに旧法入所施設からの地域生活移行によるサービス利用計画作成があり、22年度については見込量を上回っています。23年度は6月までに利用者はありませんが、今後障害者自立支援法の経過措置の終了に伴う新体系への完全移行に伴い、利用者が見込まれます。

◎第3期の見込量について

24年度以降は、平成24年4月に施行予定である障害者自立支援法の一部改正により、サービス等利用計画作成の対象者が「障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者」へと大幅に拡大されます。

このサービス利用計画の作成を行う計画相談支援の見込量については、平成24年度から3年間で計画的に見込むことにされていますが、計画相談支援の事業登録を行う事業者が現在、未確定であることなどから、利用者は徐々に増加していくものと見込みました。

また、地域移行支援、地域定着支援については施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行への支援のため、利用が見込まれます。

### 3. 見込量確保のための方策

各サービスについて、佐賀県の障害福祉計画では、県を五つの圏域に分け、北部圏域として唐津市及び玄海町が構成自治体となっています。佐賀県、玄海町と連携を図りながら、圏域単位での見込量確保に取り組みます。

#### (1) 訪問系サービス

今後も、障害のある人の施設からの地域移行を含めて、居宅における様々なニーズが求められるため、サービス提供事業者や関係機関とのより一層の連携強化を推進します。

#### (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせる利用ができるため、今後も多様なサービス利用の要望に対応ができるよう、引き続きサービス提供事業者と連携して、その提供量の確保に努めます。

また、障害のある人の就労支援については、北部地域自立支援協議会就労支援部会を通して、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、各サービス提供事業所、各商工会、教育関係等と各機関の就労支援事例を通して課題と対策を検討しながら、各機関における就労支援活動の情報を共有し、就労支援機関の連携を図っていきます。

また、市としても1事業所として、唐津特別支援学校などからの職場体験実習受け入れを継続するとともに、障害者就労支援事業を実施し、訓練の場を提供することにより、就労に結びつくよう努めます。

#### (3) 居住系サービス

共同での生活を望む障害者に対して、日常生活の援助を行うグループホームや入浴・排せつ・食事の介護等を行うケアホームについての適切な情報提供に努めます。

また、既存の居住系サービスの充実のため、地域との連携・交流や社会参加を促進するとともに、障害者が地域で自立して暮らせるように、今後も地域住民へ障害者の理解促進を図ります。

#### (4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

今後、施行が予定されている改正障害者自立支援により、相談支援の強化が図られることを踏まえ、サービス利用支援等を希望する障害者に対応するため、県と連携した指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

## 第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### 1. 各事業の実績と第3期の見込量

第2期からつ自立支援プランでの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の上段に21年度～23年度の見込量を、下段に21・22年度の実績<sup>※1</sup>を記載しています。

なお、この計画で定める24年度～26年度の見込量を上段に記載（太字）しています。

また、22年度までの実績の分析と評価、24年度から26年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下に記載します。

※1「実績」は毎年度3月の月間の実績による

#### (1) 相談支援事業

図表 16 相談支援事業の見込と実績

区 分			第2期計画			第3期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①障害者相談 支援事業	見込	箇所	3	3	3	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
	実績	箇所	3	3				
②地域自立支援協議会			北部地域自立支援協議会として設置・運営					
③基幹相談支援センター の設置の有無								設置

#### ◎実績の分析・評価

①について、実績・見込とも3箇所ですが、相談件数の増加や対応が困難な相談に対応するため、相談員の増員と質の確保を行い、相談体制の充実を図りました。

②について、図表30のとおり北部地域自立支援協議会を設置・運営しています。当初より相談体制が充実し、協議会の運営も様々な取り組みを行うことで活発化してきましたが、さらに地域の課題に適切に対応できるよう、各部会の議論を深めていく必要があります。

#### ◎第3期の見込量について

障害者自立支援法に改正により相談支援の充実が図られますが、相談支援専門員の確保などの課題もあり、相談支援事業所数は現在の3箇所で推移していくと思われます。

## (2) 成年後見制度利用支援事業

図表 18 成年後見制度利用支援事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
成年後見制度利用支援事業	見込	人	2	3	5	2	2	2
	実績	人	0	0				

### ◎実績の分析・評価

旧法入所施設が新体系へ移行することに伴い地域生活移行者が増加することから、本事業利用者の増加を見込んでいましたが、21・22年度については利用実績がありませんでした。

### ◎第3期の見込量について

成年後見制度利用支援事業につきましては、今後地域生活への移行者のうち多くがグループホーム・ケアホーム・福祉ホームに移行する予定ですが、特に民間住宅へ移行するものを利用対象者と想定し、利用者を見込みます。

## (3) コミュニケーション支援事業

図表 19 コミュニケーション支援事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション支援事業	見込	人・回/月	41	39	41	21	21	21
	実績	人・回/月	20	21				

### ◎実績の分析・評価

実績は見込量を下回っていますが、実利用者については21年度20人、22年度21人と若干増加しています。また、23年度10月までの実績は、29回/月となっており増加傾向にあります。これは、手話通訳者によるコミュニケーション支援センターが周知徹底されたこと、20年度から当該センター及び全支所の市民福祉課の窓口に、テレビ電話を設置したことによる利用者の増加によるものと思われます。

◎第3期の見込量について

既に周知されているコミュニケーション支援センターの手話通訳者が対応する人数は23年度と同程度で推移すると見込まれますが、今後は、手話通訳者の質を高めるため研修に参加し、サービスの一層の向上につなげます。

(4) 日常生活用具給付等事業

図表 17 日常生活用具給付等事業の見込と実績

区 分			第2期計画			第3期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①介護訓練支援用具	見込	件/年	8	10	12	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>12</b>
	実績	件/年	15	8				
②自立生活支援用具	見込	件/年	17	18	19	<b>18</b>	<b>18</b>	<b>18</b>
	実績	件/年	21	14				
③在宅療養等支援用具	見込	件/年	14	16	18	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>9</b>
	実績	件/年	8	10				
④情報・意思疎通支援用具	見込	件/年	25	28	31	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>17</b>
	実績	件/年	16	17				
⑤排泄管理支援用具	見込	件/月	182	191	201		<b>210</b>	<b>220</b>
	実績	件/月	173	190				
⑥住宅改修費	見込	件/年	7	8	9	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>
	実績	件/年	5	4				

◎実績の分析・評価及び第3期の見込量について

各区分について、見込量との多少の差はあるものの、本事業全体では増加傾向で推移しており、今後もストマ用装具造設者の身体障害者手帳の取得増加に伴い排泄管理支援用具利用者が増加すると思われます。各区分については、次のとおりです。

【介護訓練支援用具】

特殊寝台等の給付で、介護訓練を支援する用具です。21年度は見込量より増加したものの、22年度は若干下回っており、今後の見込量については大幅な増減はなく、同程度で推移していくものと見込まれます。

#### 【自立生活支援用具】

入浴補助用具等の給付で、障害のある人の自立した生活を支援するものです。21年度は見込量より増加したものの、22年度は下回っており、今後の見込量については大幅な増減はなく、同程度で推移すると見込まれます。

#### 【在宅療養等支援用具】

電気式たん吸引器等の給付で、在宅による療養等を支援するものです。見込量より少ない数量ではありますが、21年度、22年度ともに同程度で推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

#### 【情報・意思疎通支援用具】

視覚障害者用活字文書読上げ装置等の給付で、情報・意思疎通を支援するものです。見込量より少ない数量ではありますが、21年度、22年度ともに同程度で推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

#### 【排泄管理支援用具】

ストマ用装具等の給付で、排泄管理を支援するものです。膀胱・直腸機能障害による身体障害者手帳所持者数が毎年度10人程度の増加傾向にあるため、排泄管理支援用具も同様に増加すると見込まれます。

#### 【住宅改修費】

手すりの取付けや、段差の解消により住環境の改善を支援するものです。見込量より少ない数量ではありますが、21年度、22年度ともに同程度で推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

(5) 移動支援事業

図表 18 移動支援事業の見込と実績

(利用決定人数)

区 分		第 2 期計画			第 3 期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	見込 人	20	20	20	30	30	30
	実績 人	28	30				

◎実績の分析・評価

21・22年度ともに本事業の周知が図られたことにより、見込量と比較して大幅な増加傾向で推移しています。23年度においては、10月までの実績によると利用決定人数が30人となっており、21・22年度実績と同程度で推移しています。

◎第3期の見込量について

今後については、23年度10月から視覚障害者（児）を対象とした同行援護が提供されることになり、移動支援対象者の移行が考えられますが、利用決定人数が年々増加傾向にあるため、22年度と同水準で推移すると見込まれます。

(6) 地域活動支援センター事業

図表 19 地域活動支援センター事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター（Ⅱ型）	見込	人・日/月	73	75	75	<b>95</b>	<b>95</b>	<b>95</b>
		箇所数	1	1	1	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
	実績	人・日/月	79	83				
		箇所数	1	1				
地域活動支援センター（Ⅲ型）	見込	人・日/月	260	440	500	<b>280</b>	<b>230</b>	<b>230</b>
		箇所数	2	3	3	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
	実績	人・日/月	205	509				
		箇所数	2	3				
地域活動支援センター（基礎的事業）	見込	人・日/月	140	0	0			
		箇所数	1	0	0			
	実績	人・日/月	118	0				
		箇所数	1	0				

- Ⅱ型：職員3人以上（1人専任、かつ1人以上が常勤）  
1日当たりの実利用人員が概ね15人以上
- Ⅲ型：職員2人以上（1人専任、かつ1人以上が常勤）  
1日当たりの実利用人員が概ね10人以上  
作業所実績5年以上
- 基礎的事業：職員2人以上（1人専任）

◎実績の分析・評価及び第3期の見込量について

【地域活動支援センターⅡ型】

22年度は地域活動支援センター機能強化事業としての機能訓練、パソコンやカラオケ教室の受講生の増加により見込量を超えています。23年度については、9月までの実績によると95人・日/月であり、22年度実績と比較し、増加傾向にあります。

本事業は利用者数の増加を図るため広報等により周知を行っていますが、受講者の高齢化等もあり、23年度の利用実績から大幅な増加はしないと見込まれます。

【地域活動支援センターⅢ型・地域活動支援センター基礎的事業】

22年度は、基礎的事業の1箇所がⅢ型に移行し、活動内容等の改善もあり、実績が見込量より増加しています。23年度については、11月までの実績によると、障害福祉サービス事業所（就労系）の新設などあり、22年度と比較して281人・日/月と

大幅に減少しています。今後は、地域活動支援センターも障害福祉サービス事業所（就労系）へ移行すると考えられるため増加はないと見込まれます。

## （7）任意事業

### ① 訪問入浴サービス

図表 20 訪問入浴サービスの見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴 サービス	見込	人・回/月	60	60	60	<b>65</b>	<b>65</b>	<b>65</b>
	実績	人・回/月	61	66				

#### ◎実績の分析・評価及び第3期の見込量について

21年度は見込量と同水準で推移していますが、22年度については見込量と比較すると本事業の周知が図られたことにより増加となりました。23年度については利用者数が1名増加したため、10月までの実績が69・回/月となっており増加が見込まれます。

#### 【利用者数の推移】

- ・21年度 7名
- ・22年度 7名
- ・23年度 8名

本事業は主に医師が入浴することを適当と認め、家族のみの介助では入浴ができず居宅介護（身体介護）でも居宅の浴槽で入浴ができない方が対象であり、またサービス提供事業者も現在のところ1事業所しかなく入院等による増減もあるため、今後の見込量は現在までの実績と同程度で推移すると見込まれます。

本事業による入浴サービス利用については週3回と制限を設けていますが、本事業に限らず入浴サービス全般の提供に際して、生活介護など他の通所サービスでの入浴とも組み合わせも含めサービスの充実を図るため、対象者の主治医やヘルパー等からの情報提供をお願いしていきます。

② 日中一時支援事業

図表 214 日中一時支援事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日中一時 支援事業	見込	人・回/月	536	548	556	300	303	306
	実績	人・回/月	529	560				

◎実績の分析・評価及び第3期の見込量について

21・22年度ともに見込量と同水準で推移しています。23年度についても、10月までの実績によると555人・回/月であり、同様の実績が見込まれます。

【利用登録者の推移】

- ・21年度 73人（うち成人4人）
- ・22年度 73人（うち成人3人）
- ・23年度 72人（10月現在。うち成人3人）

本事業は、障害児だけでなく障害者（原則、介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けることができない人）も対象であり、また、保護者の就労等の増加に伴い近年利用者数の増加が見られました。

しかし、第3期計画においては平成24年4月から障害児支援の強化の一環として新たに創設が予定されている「放課後デイサービス」により、従来の日中一時支援事業の利用者がサービスの転換を行うものと考えられるため、大幅な減少が見込まれます。

③ 福祉ホーム事業

図表 22 福祉ホーム事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
福祉ホーム 事業	見込	人/月	15	15	15	12	12	12
	実績	人/月	10	12				

◎実績の分析・評価

21年度より市内のサービス提供事業者が福祉ホームを新設したことから、10人程度の増加を見込んでいましたが、実際は想定していたほど利用者が増加しませんでした。

◎第3期の見込量について

それまで知的障害者と精神障害者に限定されていたグループホーム入への入居について、平成21年10月より身体障害者についても入居できるようになったことから、今後さらに地域移行が進んだとしても、福祉ホーム利用者については横ばいで推移するものと思われます。

④ 奉仕員養成研修事業

図表 23 奉仕員養成研修事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
奉仕員養成 研修事業	見込	人・回/月	53	54	55	<b>35</b>	<b>35</b>	<b>35</b>
	実績	人・回/月	60	48				

◎実績の分析・評価

21年度については見込量より増加、22年度については見込量より減少しています。23年度については、9月までの実績によると、54人・回/月であり、見込量とほぼ同数であるものの、これは年度前半に手話講習を実施していることによるもので、23年度の見込量は35人・回/月と予測しています。

◎第3期の見込量について

本事業は手話、要約筆記、点訳の各講習会を開催しており、手話講習会においては6月から9月の間に集中して20回開催しています。手話の延受講者数は、年々増加しているものの、これ以上の増加はあまり見込めないものと予測しており、また、要約筆記講習会、点訳講習会の延受講者数についても毎年度同程度で推移しており、今後の見込量は大きくは増加しないと見込まれます。

⑤ 点字・声の広報等発行事業

図表 24 点字・声の広報等発行事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
点字・声の広報等 発行事業（点字）	見込	件/月	15	15	15	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>15</b>
	実績	件/月	15	15				
点字・声の広報等 発行事業（声の広報）	見込	件/月	45	47	50	<b>42</b>	<b>44</b>	<b>46</b>
	実績	件/月	48	40				

◎実績の分析・評価

21・22年度を比較すると、点字の実績については、見込量と同程度で推移しています。声の広報の実績については、死亡や辞退者があり減少しました。

声の広報利用者減少の主な要因として、利用者の高齢化による利用の辞退、本事業の説明・周知不足が考えられます。今後は視覚障害1・2級該当者には、必ず本事業の説明を行うようにしております。

◎第3期の見込量について

点字については、新たに覚える方は少ないため、同程度で推移すると見込まれます。

声の広報については、DAIZY方式による録音機の整備を進めており、利用者が利用をしやすくなっていくことが考えられるため、2人ずつの増加を見込んでいます。

⑥ 文化・芸術講座開催等事業

図表 25 文化・芸術講座開催等事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
文化・芸術講座等開催事業	見込	参加人数	150	150	150	<b>130</b>	<b>130</b>	<b>130</b>
	実績	参加人数	126	157				

◎実績の分析・評価

本事業は、障害者作品展事業として実施しています。22年度は見込量を上回りましたが、出品者が毎年固定されてきていること等もあり、23年度は出品者の減少が見込まれます。

◎第3期の見込量について

本事業も周知等により定着している一方、参加者の高齢化や少子化による児童・生徒の減少により今後の見込量の大きな増加はなく、減少していくものと見込まれます。

⑦ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

図表 26 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	見込	参加人数	400	415	430	480	480	480
	実績	参加人数	496	539				

◎実績の分析・評価

本事業の具体的内容は、盲人卓球教室、障害者体育大会とスポーツ大会（ゲートボール、グラウンドゴルフ）の開催です。

盲人卓球教室は、視覚障害者のみならず障害のある人は参加可能であるなど周知を行っていますが、受講者数が伸び悩んでいます。

障害者体育大会については、19年度から天候に左右されないよう文化体育館へ会場を移し障害のある人が参加しやすい環境や競技の工夫を行っているところです。21年度からは、スポーツ大会を開催しており見込量を上回りました。23年度の見込量は480人と予測しております。今後も周知等を徹底し、各種障害関係団体等を実行委員として取り込むことにより参加人数の増加に取り組みます。

◎第3期の見込量について

盲人卓球教室については、該当者の高齢化やスポーツの多様化等も重なり今後も大幅な増加は見込めない状況です。

障害者体育大会についても、同様に高齢化や個々のライフスタイルの多様化により参加人数が伸び悩む中、実行委員会とともに多くの障害児・者が気軽に参加できるよう工夫を凝らし、なお一層の周知にも努めることにより毎年度同程度で推移するものと見込んでいます。

⑧ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

図表 27 自動車運転免許取得費助成事業の見込と実績

区 分			第 2 期計画			第 3 期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自動車運転免許取得費助成事業	見込	件/年	4	4	4	4	4	4
	実績	件/年	4	1				
自動車改造費助成事業	見込	件/年	5	5	4	4	4	4
	実績	件/年	8	2				

◎実績の分析・評価及び第3期の見込量について

実績については、自動車運転免許取得費補助助成事業・自動車改造費助成事業ともに、22年度は見込量を下回っています。23年度12月現在、自動車運転免許取得費補助事業が7件、自動車改造助成事業が2件あります。

これまでの実績から両事業ともに、なお一層の周知にも努めることにより毎年度同程度で推移するものと見込んでいます。

## 2. 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

### (1) 相談支援事業

- ①障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のある人の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等に繋いでいくために、相談支援体制の一層の充実に努めます。
- ②障害のある人やその家族などが身近で気軽に相談できるよう、民生・児童委員協議会などの関係団体、あるいは各種相談員制度などとのネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ③北部地域自立支援協議会を通じて関係機関や事業所などとの連携を強化し、障害のある方のニーズに即し、一貫した支援体制の構築に努めます。
- ④障害者虐待の防止その他障害者虐待に関する相談、指導等を行う体制の構築に努めます。
- ⑤サービス等利用計画作成の対象者が拡大されたことにより、全ての対象者のサービス等利用計画が作成されるように努めます。

## (2) 成年後見制度利用支援事業

- ①判断能力が十分でない知的障害者又は精神障害者の権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立に努め、利用拡大を図ります。
- ②事業に対する情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。

## (3) コミュニケーション支援事業

- ①聴覚障害者団体や広報等で、唐津市コミュニケーション支援センターに手話通訳者を配置していることを周知し、来庁された場合は、利用されるよう呼びかけます。
- ②手話奉仕員養成研修事業を行い、人材の養成・確保に取り組みます。
- ③各支所に手話ができる聴覚障害者が来庁された場合に、気軽にテレビ電話により本庁の手話通訳者を介したコミュニケーションが図れるよう勧めます。

## (4) 日常生活用具給付等事業

- ①障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ②各種団体への情報提供を充実し、事業の周知と利用促進を図ります。

## (5) 移動支援事業

- ①ニーズに応じ、広くサービスが利用できるよう、市内・外の事業者と契約し、供給体制を整えます。
- ②居宅介護の通院介助利が必要な方には、この事業を周知し、利用促進を図ります。

## (6) 地域活動支援センター

- ①地域でのボランティア活動、実習生の受け入れ及び福祉イベントへの出品などを通じ、啓発活動に努め、利用者の拡大を図ります。
- ②障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を働きかけていきます。
- ③事業に関する情報提供を充実させ、周知と利用促進を図ります。

## (7) 任意事業

- ①訪問入浴サービスについては、生活介護など通所サービスでの入浴とも組み合わせての提供も含め、対象者の主治医やヘルパー等からの情報提供により行っていくとともに、新規委託先の開拓を図っていきます。
- ②日中一時支援事業については、従来どおりチラシの配布や福祉課で児童の保護者向けに配布している「唐津市子育てガイドブック」などにより周知を図っていきます。また、利用者の利用希望に対応できるよう、新規委託先の開拓を図っていきます。
- ③福祉ホーム事業については、利用希望者に対して利用促進を図るとともに、利用者の利用増加に対応できるよう、新規参入を予定する事業者に対しては積極的な情報提供をおこない新規委託先の開拓を図っていきます。
- ④奉仕員養成研修事業については、従来どおり市報や市HPで周知を図っていきます。また、同事業の支援団体であるボランティア団体の協力を仰ぎ受講者の増加に繋げていきます。
- ⑤点字・声の広報等発行事業については、新規の視覚障害手帳取得者へ本事業を説明し、利用促進を図ります。
- ⑥文化・芸術講座開催等事業については、従来どおり市の広報媒体を活用するとともに市内障害者団体、特別支援学校等にも広く周知し参加者の増加を図ります。
- ⑦スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、従来どおり市の広報媒体等により周知を図り、市内障害者団体等にも広く呼びかけていきます。特に障害者体育大会については、実行委員会を中心に障害者が参加しやすい環境を創出するべく協議し、参加者の増加に繋げていきます。
- ⑧更生訓練費給付事業については、対象者が限られていますが、対象になると思われる方には、本事業を説明し、申請されるよう勧めていきます。
- ⑨自動車運転免許取得費助成事業については、チラシを作成し市内の自動車学校の窓口等に配置してもらい周知、利用促進を図ります。
- ⑩自動車改造費助成については、チラシを作成し職業安定所と連携しながら制度の周知、利用の促進を図ります。

## 第7章 計画推進に当たっての重点項目

この計画を推進し、及び第3章で挙げました課題に対応することで、障害者自立支援法が目指します「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」の実現のため、次の事項を重点項目とします。

### (1) きめ細かな相談支援体制の充実

障害者自立支援法の一部改正が平成24年4月1日に施行されることにより、今後、すべての障害福祉サービス利用者に対する「計画相談支援」、施設入所者・精神科病院入院者の地域移行を図る「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」が制度化される予定です。今後は、この計画相談支援におけるサービス利用計画と「個別支援計画」などを連動させながら、障害のある人それぞれに対するきめ細かな相談支援と障害者ケアマネジメントの推進を図ります。

また、相談支援センターを窓口とした北部地域自立支援協議会の活用により、市をはじめ、障害者団体、社会福祉協議会、サービス事業所、公共職業安定所、特別支援学校など地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。

このほか、平成24年10月から施行される「障害者虐待防止法」に基づき、障害のある人への虐待防止及び早期発見を図るため、本人や家族などの支援や、虐待防止に関する啓発等の実施に向けて体制の整備を図ります。

### (2) 障害のある人等への情報提供支援

今後、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正の施行が予定されているとともに、引き続き事業所に対する軽減措置が講じられる予定など、障害福祉施策は目まぐるしく変化しています。このため、現在および今後の制度について障害のある人やその家族、事業所に対し、わかりやすく情報を提供する体制づくりに努めます。

また、障害のある人が孤立せず、地域の一員として安全・安心して生活できるよう、今後においても重要な役割を担います障害者団体の紹介や、相談支援センターの周知を図ります。

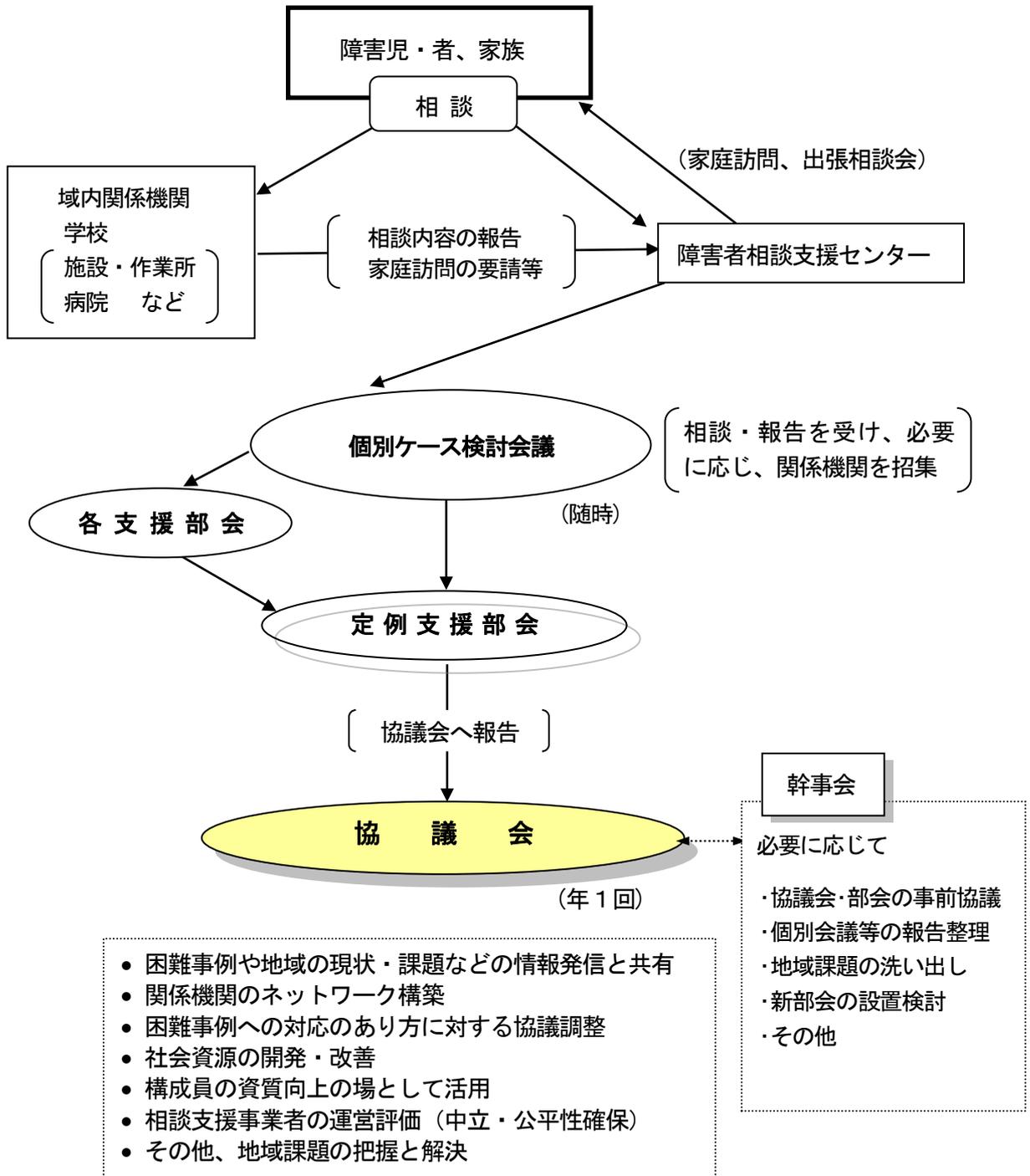
### (3) 自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化

障害のある人が、個々の障害の状態やライフステージに応じて総合的に支援を受けられるよう、市をはじめ、障害者団体、社会福祉協議会、サービス事業所、公共職業安定所、特別支援学校などから構成される「北部地域自立支援協議会」を活用し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、情報の共有化を推進し、主に次の事項について相互調整を行うとともに、適切な対応を図ります。

- ①総合相談窓口のあり方に関すること。
- ②困難事例への対応のあり方に関すること。
- ③障害者の就労促進、地域生活支援に関すること。
- ④地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- ⑤地域の社会資源の開発・改善に関すること。

また、地域における協働化の視点に立って、それぞれの構成員がその役割を十分発揮できるよう相互の連携を密にし、計画推進のための総合的かつ効果的な体制づくりに努めます。

図表 28 北部地域自立支援協議会



#### (4) 一般就労促進支援

就労を希望する障害のある人が、就労移行支援や就労継続支援等のその人にあった適切なサービスを受けて、一般就労できるよう支援していきます。

また、現在市で実施している障害者就労支援事業により、一般就労を希望する障害のある人に対して作業訓練の場を引き続き提供していくとともに、インターンシップによる実習の受入を充実していきます。

さらに、工賃アップへの取組みとして、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター）から本市への受注を推進していきます。